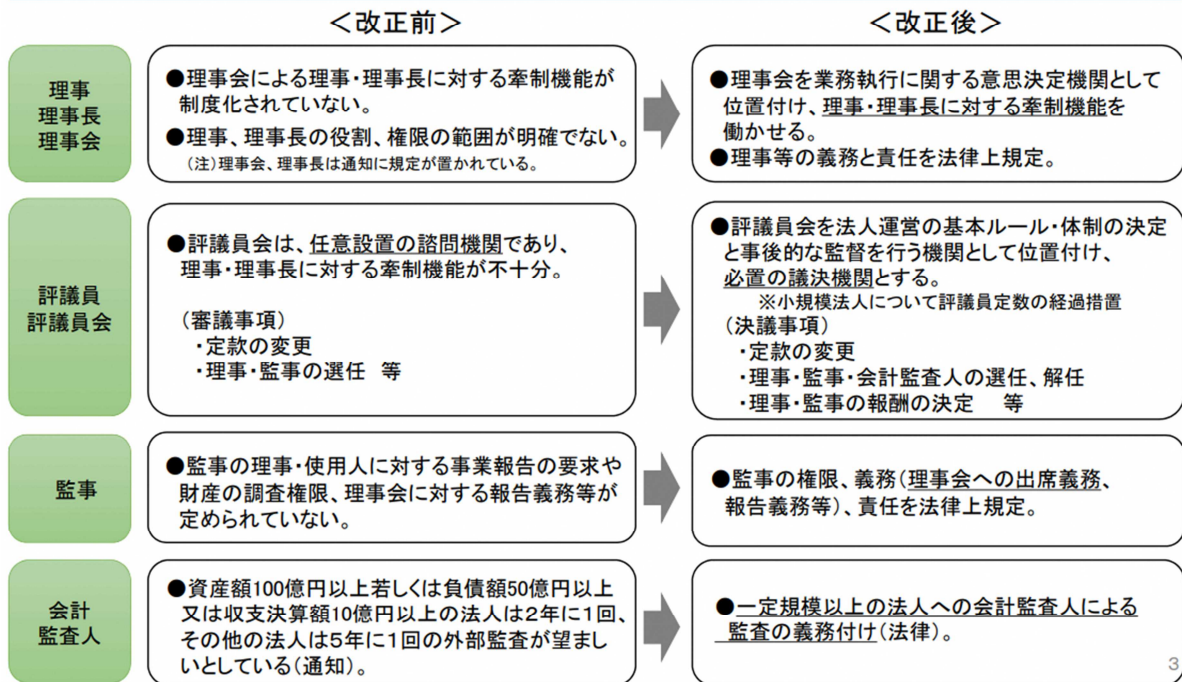


1 経営組織のガバナンスの強化

課題として認識されていた社会福祉法人のガバナンスの脆弱性を強化し、他の経営主体（公益法人等）との平仄をとる（イコールフットィング）観点から施策が盛り込まれた。具体的には、高い公益性・非営利性を担保できる経営組織を構築するため、理事（理事会）や監事といった組織上の機関に係る権限と責務を明確化するとともに、一定規模（収益 30 億円以上または負債 60 億円以上）の社会福祉法人に会計監査人の設置（外部監査）が義務付けされた。

1. 経営組織の在り方について

○ 社会福祉法人について、一般財団法人・公益財団法人と同等以上の公益性を担保できる経営組織とする。



- 4 -

3

（出典：社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 平成 28 年 11 月 28 日））

2 事業運営の透明性の向上

課題とされていた財務内容の説明責任（アカウンタビリティ）の不足を補うべく、経営情報の開示による透明性の向上が盛り込まれた。具体的には、公益財団法人と同等以上の運営の透明性を確保するため、定款や役員報酬基準といった法人運営の基本事項や、貸借対照表や収支計算書等の財務情報を、法人施設利用者のみならず広く国民一般に向けて、インターネットを通じて開示することが義務付けられた。

2. 運営の透明性の確保について

- 社会福祉法人の高い公益性に照らし、公益財団法人以上の運営の透明性を確保することとし、以下の事項を法令上明記。
 - ・ 定款、事業計画書、役員報酬基準を新たに閲覧対象とすること
 - ・ 閲覧請求者を利害関係人から国民一般にすること
 - ・ 定款、貸借対照表、収支計算書、役員報酬基準を公表対象とすること
- 既に通知により公表を義務付けている現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引内容を含む。）について、規制改革実施計画を踏まえ、役員区分ごとの報酬総額を追加した上で、閲覧・公表対象とすることを法令上明記。
- 国民が情報入手しやすいホームページを活用して公表。

	改正前		改正後		公益財団法人		規制改革 実施計画
	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公表	備置き・ 閲覧	公告・ 公表	公表
事業報告書	○	—	○	—	○	—	—
財産目録	○	—	○	—	○	—	—
貸借対照表	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
収支計算書(事業活動計算書・資金 収支計算書)	○	○ (通知)	○	○	○	○	○ (通知で措置済)
監事の意見を記載した書類	○	—	○	—	○	—	—
現況報告書(役員名簿、補助金、社会 貢献活動に係る支出額、役員の 親族等との取引状況を含む。)	—	○ (通知)	○	○	○	—	○
役員区分ごとの報酬総額	—	—	○ (※)	○ (※)	○	—	○
定款	—	—	○	○	○	—	—
役員報酬基準	—	—	○	○	○	○	—
事業計画書	—	—	○	—	○	—	—

(※)現況報告書に記載

- 5 -

4

(出典：社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 平成28年11月28日）)